参考資料1

横須賀市まちづくり評価委員会の概要

１．委員会の概要

（１）設置目的

本市の基本計画において重点的かつ優先的に実行する取組を評価し、その推進について必要な助言等を行う。

（２）会議内容

①基本計画重点プログラムの推進状況等に関する意見

②その他行政評価に関する必要な事項

（３）会議開催予定

平成 25 年度　　３回

＊７月 12 日（金）、７月 25 日（木）、８月 22 日（木）

（４）委員構成

市民（３人）

学識経験者（２人）

団体代表者（５人）

（５）任期

①平成 24 年４月１日～平成 26 年３月 31 日

②平成 24 年６月１日～平成 26 年５月 31 日（平成 24 年度公募市民委員）

（６）報酬

会議出席１回あたり 13,000 円

２．委員構成

（敬称略）

氏　　名		所　属　等
学識経験者	□委員長 細野　助博	中央大学　大学院公共政策研究科　教授
	□委員長職務代理者 松本　暢子	大妻女子大学社会情報学部　教授
団体等代表	山本　信子	横須賀市立小学校校長会　夏島小学校長
	大武　勲	障害者施策検討連絡会　会長
	川名　亘子	横須賀市母親クラブ連絡会顧問
	佐々木　忠弘	京浜急行電鉄株式会社　総務部広報課長補佐
	西原　徹	横須賀市連合町内会会長
市民委員	木村　武志	地域再生経済懇話会
	石坂　颯都	大学生
	葛　綾乃	大学生

３．重点政策・施策評価の枠組み（まちづくり評価委員会の役割）

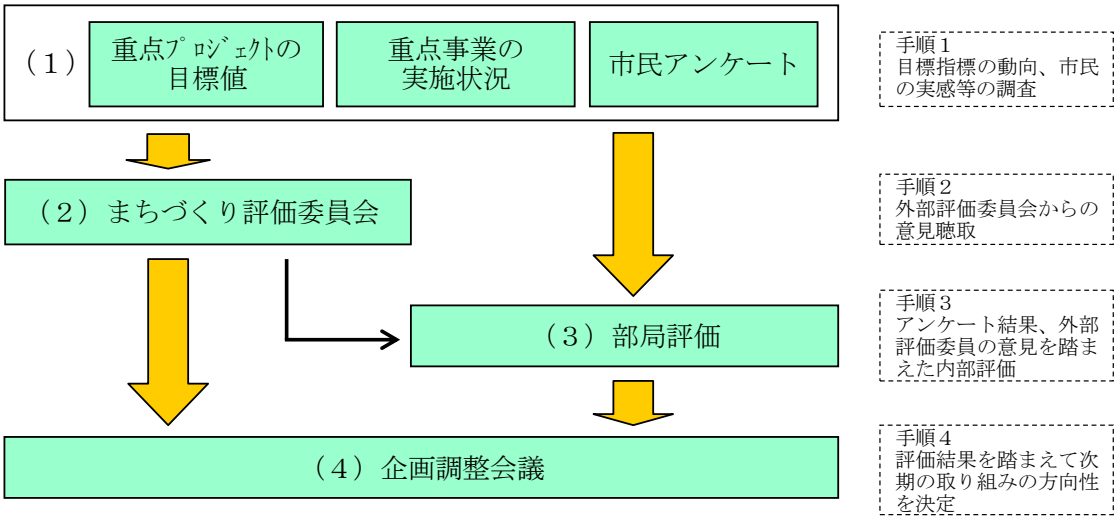

（１）基礎データの把握

評価の基礎データとするため、以下の状況を把握する。

・主要事業の実施状況
・市民の実感（市民アンケート）
・目標の現状値

（２）まちづくり評価委員会

「市民アンケート結果」「重点プロジェクトの目標」「重点事業の実施状況」から、「重点プログラムが目指す都市の姿について、現状で実感しているか」「どういうところでそう思うのか・思わないのか」「アンケート結果ではこのような傾向だが、良い面がある、そうではない面もある」など、アンケートでは捉えきれない生の声や今後の取り組みの方向性などに対する意見を聴取する。

（３）部局評価

重点プログラムの関係部局が、「重点事業の現状」と「重点プログラムが目指す都市像の実現に向けた今後の取り組み」について検討を行う。

①重点プログラムが目指す都市像の実現状況

・アンケート結果に関する検証
・目標に関する検証
・重点事業の実績、効果に関する検証

②重点プログラムが目指す都市像の実現に向けた今後の取り組み

・次年度予算編成に向けた取り組み
・中長期的な取り組み
・目標指標の見直し

（４）企画調整会議（最終評価）

重点プログラムの目指す都市像の実現状況、まちづくり評価委員会の意見、部局評価を検討材料に、今後の取り組みの方向性を検討・決定し、次年度予算の参考にする。

４．平成 25 年度まちづくり評価委員会開催スケジュール（予定）

日　時	内　容
７月 12 日（金） 15:00～17:00	第１回まちづくり評価委員会会議 ▼　概要説明 ▼　プログラムごとの検討 ・プログラム１「新しい芽を育むプログラム」 ・プログラム２「命を守るプログラム」
７月 25 日（木） 15:00～17:00	第２回まちづくり評価委員会会議 ▼　プログラムごとの検討 ・プログラム３「環境を守るプログラム」 ・プログラム４「にぎわいを生むプログラム」 ・プログラム５「地域力を育むプログラム」
８月 22 日（木） 15:00～17:00	第３回まちづくり評価委員会会議 ▼　プログラムの目的について ▼　意見のまとめ

＊　会場は、いずれも横須賀市役所　１号館３階会議室Ａ

５．検討内容

（１）プログラムごとの検討

「基本計画重点プログラム市民アンケート」、「重点プロジェクト目標」「重点事業の実施状況」を基に、以下の検討を行う。

①各重点プログラムが実現を目指す都市の姿に対する現状の実感

重点プログラムが目指す都市像、取り組みの方向性について、「現時点でどのような実感を持っているか」「その理由は何か」「アンケート結果に対する意見」などを、重点プログラム及び取り組みの方向性ごとに検討する。

②今後の方向性

各重点プログラムが目指す都市の姿の実現のために、「今後、どのような取り組みを進めていけばよいか」「何をすべきか」について検討する。

（検討例）

・「現状のまま続けていくべき」
・「現在の重点事業に加えてこのような取り組みを進めていってはどうか」
・「この取り組みは、効果がみられないのでやめたらどうか」
・「こんな取り組みが重要である」
・「こんなことに力を入れた方がよいのではないか」　など

（プログラムごとの検討イメージ）

参考資料　「横須賀市まちづくり評価委員会報告書（平成 24 年度）」参照

※「基本計画重点プログラム評価結果報告書（平成 24 年度版）」に合冊

（２）「持続可能な発展を遂げる都市力（都市の魅力）」（重点プログラムの目的）

市民アンケートの結果や、各重点プログラムの検討結果を基に、重点プログラムの目的を達成するための方策について検討する。

①目的に向かっていることを実感できるか（どういうところでそう思うか）

市民が実感できているか、またその理由は何かなどを検討する。

②今後の方向性

目的を実現するために、今後何をすべきかについて、将来像・施策の方向性間の優先順位（何から取り組むべきか）も含めて検討する。

まちづくり評価委員会条例

（設置）

第１条　本市の基本計画において重点的かつ優先的に実行する取組の評価に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定による附属機関として、横須賀市まちづくり評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　委員会は、委員10人以内をもって組織する。

２　委員は、市民、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第３条　委員会に委員長を置き、委員が互選する。

２　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第５条　委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（その他の事項）

第６条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附　則

この条例は、平成24年４月１日から施行する。